

工場・事業場に係る排水基準（大腸菌群数）の見直しについて

群馬県環境保全課水質保全係

排水基準を定める省令が改正され、令和7年4月1日より、水質汚濁防止法に規定する特定施設を設置する工場・事業場に係る排水基準のうち、「大腸菌群数」が「大腸菌数」に改められ、同項目に係る許容限度も変更されます。

この改正を受け、水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例により、一日当たりの平均的な排出水の量が10 m³以上の特定事業場に係る排水水についても、同様の排水基準が適用となります。

また、この改正を踏まえ、群馬県の生活環境を保全する条例の水質特定施設に係る特定排水規制基準の改正を行い、令和7年4月1日から適用となります。

表 大腸菌群数に係る排水基準等の見直しについて

| 工場・事業場の種類 | 排水量 (m ³ /日) | 改正後 (令和7年4月1日~) | 改正前 | 根拠法令 |
|-----------|-------------------------|---------------------|----------------------------------|--|
| 特定事業場 | 50 以上 | 大腸菌数 800 CFU/mL※ | 大腸菌群数 3,000 個/cm ³ | 排水基準を定める省令 水質汚濁防止法第三条 第三項の規定に基づく 排水基準を定める条例 |
| | 10 以上 50 未満 | | | |
| | 10 未満 | — | — | — |
| 水質特定事業場 | 10 以上 | 大腸菌数 800 CFU/mL※ | 大腸菌群数 3,000 個/cm ³ | 群馬県の生活環境を 保全する条例 |
| | 10 未満 | | | |

・ 特定事業場：水質汚濁防止法の特定施設を設置する工場・事業場

・ 水質特定事業場：群馬県の生活環境を保全する条例の水質特定施設を設置する工場・事業場

※CFU：コロニー形成単位

これまで法や条例に基づく自主測定で「大腸菌群数」を測定していた工場・事業場においては、令和7年4月1日以降は、「大腸菌数」の測定を行う必要があります。

ご不明な点は、県環境保全課（027-226-2835）又は以下の所管機関に御連絡ください。

| 所管機関 | 所管する市町村 | 電話番号 |
|-------------|---------------------------------------|--------------|
| 中部環境事務所 | 渋川市、榛東村、吉岡町、玉村町 | 027-219-2020 |
| 西部環境森林事務所 | 藤岡市、富岡市、安中市、神流町、上野村、 下仁田町、南牧村、甘楽町 | 027-323-5530 |
| 吾妻環境森林事務所 | 中之条町、東吾妻町、長野原町、嬭恋村、草津町、 高山村 | 0279-75-4611 |
| 利根沼田環境森林事務所 | 沼田市、片品村、川場村、みなかみ町、昭和村 | 0278-22-4481 |
| 東部環境事務所 | 桐生市、館林市、みどり市、板倉町、明和町、 千代田町、大泉町、邑楽町 | 0276-31-2517 |

※前橋市、高崎市、伊勢崎市、太田市については、各市の担当課にお問い合わせください。

（令和6年11月）